

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

18 居宅介護支援

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第46号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、平成31年度以降に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算（Ⅳ）」のいずれについても、（別紙10—2）「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」を添付させること。
- ④ 「ターミナルケアマネジメント加算」については、大臣基準告示第85号の3に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、（別紙10—2）「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」を添付させること。

19 介護福祉施設サービス

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第47号イに該当する場合は

16 居宅介護支援

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ② 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。なお、（別紙10—2）「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」を添付させること。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第46号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

17 介護福祉施設サービス

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第47号イに該当する場合は

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「経過的小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、施設基準第47号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型経過的小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第5号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、27号告示第12号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑤ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第86号に該当する場合に「減算型」と記載させること。
- ⑥ 「日常生活継続支援加算」については、施設基準第50号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑦ 「看護体制加算」については、施設基準第51号イ又はロに該当する場合は「看護体制加算Ⅰ」において「あり」と、同号ハ又はニに該当する場合は「看護体制加算Ⅱ」において「あり」と記載させること。なお、（別紙9-3）「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑧ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用されたい。
- ⑨ 「介護ロボットの導入」については、夜勤職員基準第5号ロ（1）（三）ただし書又は（3）（三）ただし書に該当する場合は「あり」と記載すること。なお、（別紙22）「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」を添付すること。
- ⑩ 「準ユニットケア体制」については、施設基準第52号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、施設基準第47号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「準ユニットケア体制」については、施設基準第52号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ④ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第5号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、27号告示第12号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑩ 「栄養マネジメント体制」については、27号告示第12号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第86号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑫ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ルに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ワに該当する場合に「対応可」と記載させること。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- | | |
|--|--|
| <p>⑪ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第42号の3に該当する場合は「あり」と記載させること。</p> <p>⑫ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑬ 「若年性認知症入所者受入加算」については、大臣基準告示第64号に該当する場合に、「あり」と記載させること。</p> <p>⑭ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑮ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑯ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注14に該当する場合に「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>⑰ 「栄養マネジメント体制」については、27号告示第12号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙11)「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。</p> <p>⑱ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑮を準用されたい。</p> <p>⑲ 「配置医師緊急時対応加算」については、施設基準第54号の2に該当する場合は「あり」と記載すること。なお、(別紙21)「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」を添付させること。</p> <p>⑳ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表カに該当する場で、(別紙21)「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」の届出を行っていない場合には「加算Ⅰ」を、届出を行っている場合には「加算Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙9-4)「看取り介護体制に係る届出書」を添付させること。</p> <p>㉑ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表タに該当する場合に「対応可」と記載させること。</p> <p>㉒ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第42号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> | <p>⑭ 「日常生活継続支援加算」については、施設基準第50号に該当する場合に、「あり」と記載させること。</p> <p>⑮ 「看護体制加算」については、施設基準第51号イ又はロに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ハ又はニに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙9-3)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。</p> <p>⑯ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。</p> <p>⑰ 「若年性認知症入所者受入加算」については、大臣基準告示第64号に該当する場合に、「あり」と記載させること。</p> <p>⑱ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第42号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>⑲ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑮を準用されたい。</p> <p>⑳ 「看取り介護体制」については、(別紙9-4)「看取り介護体制に係る届出書」を添付させること。</p> <p>㉑ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑯を準用されたい。</p> <p>㉒ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</p> |
|--|--|

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- ②③ 「褥瘡マネジメント加算」については、大臣基準告示第71の2号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ②④ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用されたい。
- ②⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 20 介護老人保健施設
- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第39条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(I)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(II)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(III)」と、同項イ(4)に該当する場合は「介護保健施設(IV)」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(I)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(II)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(III)」と、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(IV)」とそれぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11②を準用されたい。
- ③ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設基準に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑤ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、10④を準用されたい。

18 介護老人保健施設

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第39条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(I)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(II)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(III)」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(I)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(II)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(III)」とそれぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設基準に規定する員数を配置していない場合に記載させること。